

地方税電子申告システム用端末機器等リース契約仕様書

1 契約の内容

- (1) 機器のリース（2のとおり）
- (2) 機器の導入（3のとおり）
- (3) 機器の保守（4のとおり）
- (4) リース満了後の機器について（5のとおり）

2 機器のリース

(1) 契約期間

契約期間 契約締結日から令和12年9月30日まで

準備期間 契約締結日から令和7年9月30日まで

履行期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（60ヶ月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(2) 対象機器

品名	規格	数量
パーソナルコンピューター	デスクトップ型パソコン	5台
プリンター	レーザープリンター	4台

(3) 機器仕様

別紙「機器仕様書」のとおり

3 機器の導入

機器の調達、搬入及び設置については、本契約の準備期間である令和7年9月30日までに実施するものとする。（eLTAxの認定委託先事業者である日本電気株式会社による設定期間も含む。）

(1) ハードウェアの選定

別紙「機器仕様書」指定のハードウェアのうち、導入時点で動作保証のとれた最新機種（中古機器は除く）を選定すること。

(2) ソフトウェアの導入

別紙「機器仕様書」指定のソフトウェアのうち、導入時点で動作保証のとれた最新バージョンを導入すること。

4 機器の保守

正常な使用を行っているにもかかわらず発生したハードウェア障害については、以下の(1)～(7)の場合を除き、保守依頼日から原則として翌営業日以内にOSが問題なく稼働できる状態に復旧させること（翌営業日訪問保守〔オンサイト保守〕）とする。なお、保守に必要なすべての経費（部品代、技術料、出張料及び送料等）はリース料に含むものとし、機器メーカー等へのオンサイト保守の再委託も可能とする。

(1) 天災、火災その他不測の事故による障害

- (2) 使用者の過失（水濡れ、落下、破壊行為）に起因した障害
- (3) リース会社に許可なく加工、改造を行ったことに起因した障害
- (4) コンピュータウイルスの感染に起因した障害
- (5) ハードウェア障害に伴うデータの破損
- (6) 機能に影響のない汚れ、キズ
- (7) リース機器以外の周辺機器の接続、ソフトウェアの導入に起因した障害

落札業者は、機器設置後に、障害時の保守業者（再委託の場合）、保守窓口連絡先、保守依頼時に必要なシリアル番号等、保守対応曜日及び時間を明記した資料を本市へ提出すること。

5 リース期間満了後の機器の一部譲渡及び撤去

- (1) リース期間満了に伴う機器の返還時において、受注者は、機器に保存されているデータの漏洩を防ぐため、本市職員の立ち会いのもと、本市庁舎内でハードディスク・メモリーなどの記憶装置を機器から取り外して発注者に無償譲渡すること。
- (2) 記憶装置を取り外した残りの機器は、撤去すること。
- (3) 前二項の作業工程を記した報告書を提出すること。（任意様式。作業状況の写真など、報告内容を証する書類を添付すること。）
- (4) 受注者が機器の記憶装置の取り外し、機器の撤去を自ら行うことができない場合であって当該業務の「業務再委託に関する申立書」を事前に提出したときは、発注者は審査のうえ再委託を許可することができる。ただし、如何なる場合であっても、受注者は当該委託先の行為について自己の行為と同様の責任を負うものとする。

6 入札価格

リース期間を60月として1月あたりの金額を算定し、入札書には1月分のリース料を見積もること。ただし、見積額には、消費税相当額及び地方消費税相当額は含まないこと。

なお、リース料の中には、導入に係る経費、保守に係る経費、リース満了後の機器の撤去等に係る経費、公租公課、動産総合保険料などの必要な経費をすべて見込むこととする。

7 入札までに提出する書類

次の(1)～(3)の書類を、告示文中の「3. 受付要領」に記載する受付期間及び受付時間内に本市市民税課へ提出すること。

- (1) 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式あり）
- (2) 市税に滞納がないことの証明書（発行日から3か月以内のものに限る）を1部提出すること（写しでも可）。
- (3) 機能証明書（様式あり）

※ハードウェアについては、調達機器の機能詳細（スペック）が確認できるカタログを添付すること。

8 契約の締結

- (1) リース料

入札によって決定したリース料とする。

(2) 契約の締結

本市と落札業者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、リース料及びこの入札仕様書の内容を記載した契約を締結する。

(3) 損害保険への加入

落札業者は、物品に関し、リース期間中継続して動産総合保険を締結するものとし、その保険料は落札業者が支払うものとする。

(4) 契約責任者の選出

落札業者は、落札後速やかに、契約責任者1人を選任し、本市市民税課へ報告する。

(5) 信義誠実なる契約履行義務

落札業者は、本市と共に契約の目的を達成するため、契約に定める条項を、信義を重んじ、誠実に履行する。

9 機器の設置、初期設定及び受け渡し

(1) 機器の設置

落札業者は、本市地方税電子申告システムの調達元である日本電気株式会社と円滑に導入できるよう打ち合わせたうえで設置すること。

(2) 機器の設置場所

落札業者は、機器を以下の場所に設置すること。

○鹿児島市山下町11番1号 別館2階市民税課・資産税課・納税課

(3) 初期設定

落札業者は、本市市民税課の指示する方法による各種設定の確認、調整を行うこと。なお、機器の導入にあたり、OSのセットアップ及びハードウェアの初期不良の有無の確認作業については落札業者の責任において実施するものとする。また、本市地方税電子申告システムのセットアップについては、調達元である日本電気株式会社において設定を行う。

本入札の調達機器については、インターネット非接続環境で利用することから、Web経由によるユーザ登録やライセンス認証を行うことを想定している場合は、機器設置前に設定を行ったうえで機器を設置する必要があるので留意すること。

(4) 機器の受け渡し

落札業者は、前項の作業完了後、機器の初期不良がないことを確認したうえで本市に引き渡さなければならない。また、機器の設置場所、シリアルナンバー、OfficeソフトウェアのプロダクトID、IPアドレス等を記載したExcel形式の一覧表（データ）を提出すること。

10 リース料の支払い

落札業者は、本市に対し当該月のリース料の請求を翌月に行うものとし、本市は、適法な請求書を受領した日から30日以内に落札業者に支払うものとする。

11 所有権の表示

落札業者は、機器等に落札業者の所有に属する旨及びリース期間が明記されたラベルを貼付すること。

1 2 秘密情報等の取扱い

落札業者は、この契約の履行に際し、秘密情報等の取扱いについては、別記「秘密情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 3 転貸の禁止

本市は、物品を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ落札業者の承諾があったときは、この限りでない。

1 4 公租公課

物品に係る公租公課は、落札業者が負担する。

1 5 その他

本仕様書に定めのない項目については、落札業者と本市が協議のうえ決定する。